

交通バリアフリー基本構想とは？

交通バリアフリーを実現させるため、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行されました。この法律では、重点整備地区についてバリアフリー化に係る事業を重点的かつ一貫的に推進するための基本的な構想として「交通バリアフリー基本構想」を策定できるとされています。

交通バリアフリー基本構想の目的は、高齢者や身体障がい者等の方々に公共交通機関を快適かつ安全に利用していただけるよう、交通施設等のバリアフリー化を推進することです。具体的には、高齢者や身体障がいの方々を含むすべての方々が、鉄道やバスなど公共交通機関を利用する際に生じる障壁（バリア）をなくし（フリー）、快適で安全に目的地まで移動し、自立した社会生活をおくることができるよう、各交通施設等のバリアフリーを実現するための構想です。

交通バリアフリー基本構想策定にあたり

富士宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の策定にあたりては、実効性の高い計画となるよう、様々な視点から幅広く意見を収集してきました。並行して策定を進めている「人にやさしいまちづくり推進計画」で組織している、「人にやさしいまちづくり推進計画策定協議会」「人にやさしいまちづくり推進計画策定地域まちづくり部会」「人にやさしいまちづくり推進計画策定特定事業者作業部会」の協議会及び部会において、交通バリアフリー基本構想の検討を行いました。

この中で「人にやさしいまちづくり推進計画策定地域まちづくり部会」のメンバーによって行われた、まち歩きを行い、実際に重点整備地区内を歩いていただき、まちに存在する問題点を挙げていただきました。



アイマスクを利用した
視覚障がい者体験



車いすを利用した体験



まち歩き後の発表

こころのバリアフリーの推進

- 交通バリアフリー基本構想の目標である「みんなにやさしい賑わいのあるまちなか空間の創出」の実現には、ハード面の整備だけでなく、こころのバリアフリーの実現などのソフト面の取り組みが必要となります。富士宮市では、教育機関や民間団体と協力し、「交通バリアフリー富士宮教室」や「人にやさしいまちづくり寄り合い談義」などを開催し、こころのバリアフリーに向けた活動を行っています。今後も、こころ豊かなやさしいまちづくりに向けた、啓蒙・啓発活動を推進していきます。

〈富士宮市都市整備部都市計画課〉

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地
電話:0544-22-1171(直) FAX:0544-22-1208
E-mail:toshi@city.fujinomiya.shizuoka.jp

富士宮駅周辺地区 交通バリアフリー基本構想

みんなにやさしい 賑わいのある まちなか空間の創出



富士宮市

交通バリア
フリー化の
目標

みんなにやさしい 賑わいのある まちなか空間の創出

●高齢者や身体障がい者をはじめとする、すべての人々が、安心安全に集える「まちなか空間」を創出し、やさしさと活気にあふれた賑わいのある中心市街地を目指します。
※バリアフリーとは様々なバリア（障壁）をなくすことを意味します。

交通バリアフリー化の基本方針

1. 安心安全で自由に回遊できる歩行空間の創出

誰もが安心して日常生活を送ることができ、自由にまちを移動できるようなバリアのない歩行空間とします。

2. 安全で快適な交通結節点機能の向上

バス・タクシー等の公共交通機関の車両のバリアフリー化を進めるとともに、さまざまな移動手段の乗換えが安全で快適になるよう、交通結節点機能を向上します。

3. 市街地の活性化に繋がる交流空間の創出

富士宮市の重要な観光資源である浅間大社や神田川等の魅力を活かし、商店街地区では、多くの人が集い交流する賑わい空間を創出します。

4. 市民・事業者・行政の協働を推進

継続的に効率良く交通バリアフリー化を進めるために、公共交通事業者、行政などが一体的・総合的な整合を取るとともに、目標達成のためには住民の協力と理解が必要であることから、市民と事業者と行政が協働して計画を推進します。

5. こころのバリアフリー化の推進

すべての人々が、こころのバリアを取り除き、コミュニケーションを図り、思いやりや助け合いの重要性を再確認し、こころの豊かなやさしいまち（空間）になるよう教育機関や民間団体等と協力し、こころのバリアフリー化を推進します。

重点整備地区とは？

重点整備地区とは、1日平均利用者5,000人の鉄道駅などを中心とする地区とされており、「バリアフリー化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区」として、「配置要件（施設分布）」「課題要件（事業実施の必要性）」「効果要件（事業の効果）」を勘案し定めるものです。

富士宮市では、富士宮駅を中心とした様々な計画の重なり合う地区を「配置要件」・「課題要件」・「効果要件」（3つの要件）から検討を重ねた結果、右図に示す地区を重点整備地区として設定しました。今後は、重点整備地区において、効果的かつ効率的にバリアフリー化を進めていきます。

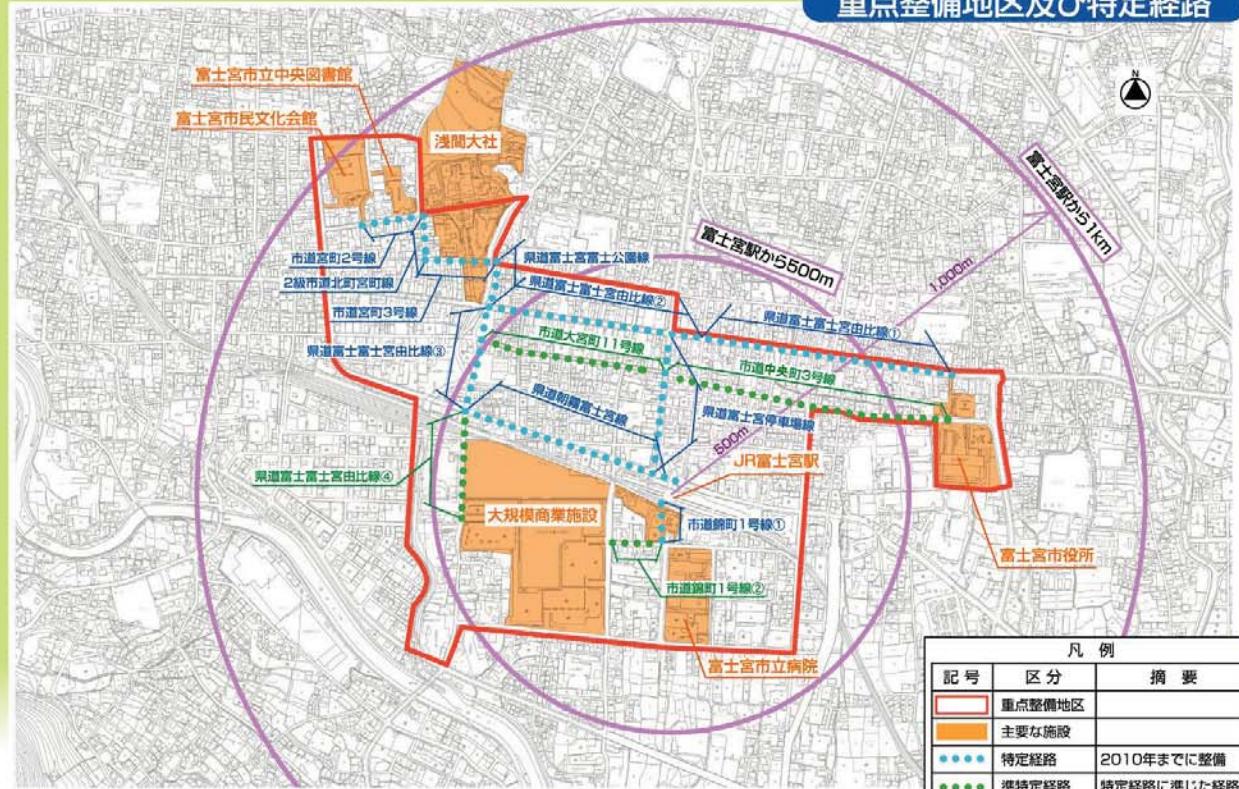
特定経路とは？

特定経路とは、重点整備地区内において、日常生活で多くの人々に利用されている官公庁施設や医療・福祉施設、観光・商業施設などと特定旅客施設を結ぶ種々の歩行経路のなかで、歩行者の利用頻度が高く、整備の必要性が高い経路のことをいいます。

特定経路に指定された経路については、2010年までにバリアフリー化の事業を原則として実施するよう交通バリアフリー法に基づく国の基本方針に定められています。

また、2010年という期間の中で整備することは困難ですが、主要な施設間を連絡し、回遊性と利便性の向上を図るために必要な経路として、準特定経路を設け、特定経路に準じ整備を行っていきます。

重点整備地区及び特定経路



凡例

記号	区分	摘要
■	重点整備地区	
■	主要な施設	
● ● ●	特定経路	2010年までに整備
● ● ●	準特定経路	特定経路に準じた経路

実施すべき事業の内容

歩道空間にわたる整備

- 歩車道の段差の解消
- 歩道内の側溝の溝蓋の改修
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改修
- 歩道幅員の拡幅や舗装面での色分けなどによる安全な歩道空間の確保
- 水路等への転落防止柵の設置

駅前広場にわたる整備

- エレベーター等の設置による昇降機能の整備
- 身体障がい者用の駐車スペースの整備
- ベンチ、上屋、トイレ等の公共的サービス機能を果たす施設のバリアフリー化整備
- 利用しやすい駐輪場の整備

富士宮駅にわたる整備

- 駅構内におけるエレベーター等の設置による昇降機能の改善
- 車いす利用者、高齢者、妊娠婦等に配慮した多機能トイレの設置

公共交通機関（バス・タクシー）にわたる整備

- スロープ付低床バス、ノンステップバス及びスローブ・リフト付タクシー等の車両の導入促進
- 識別しやすい案内表示、照明施設等の整備改善
- 円滑に乗降できる乗降場・歩道等の整備及びバスが安全に正着できる構造への改善
- バスタークニナル、停留所に設けられるベンチ・上屋等の改善
- バス運行経路の再検討
- 人的支援体制の強化

その他交通安全施設等にわたる整備

- 音響式信号機、高齢者等感応式信号機の検討
- 道路改良工事等に合わせた信号機設置の検討
- 違法駐輪・駐車の取り締まりの実施及び広報活動、啓発活動による防止対策
- いたわり教育やバリアフリー教育等の啓蒙活動の実施

建築物及び公園にわたる整備

- 静岡県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル等に沿った施設整備の推進

駐車場にわたる整備

- 道路の移動円滑化整備ガイドラインに基づいた、身体障がい者用駐車ます等の整備の推進